

概 要

審査請求人（以下「請求人」という。）に発症した頸肩腕症候群は、業務上の事由によるものとして、不支給とした原処分を取り消した事例

要 旨

1 事案の概要及び経過

請求人は、〇〇病院にて介護員として勤務していたが、平成〇年〇月〇日、事業場での介護作業中にベッドで寝ている患者（体重約 68kg）を車椅子に移乗させようと患者を起こして抱きかかえたところ、ベッドが突然動いたため請求人の右腕に患者の体重がかかり負傷した。請求人は事業場を含む 4 つの医療機関を受診し、それぞれ「頸椎捻挫・右肩関節捻挫」「外傷性頸肩腕症候群」「頸部捻挫」「頸椎椎間板ヘルニア」と診断されている。

請求人は、これら傷病が業務上の事由によるものとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、本件傷病と業務との間に相当因果関係が認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

2 審査請求の理由

請求人は、勤務先の病棟において、ベッドで寝たきりの患者を車椅子に移動させる作業の際、ベッドのストッパーを掛けて行っていたが、車輪のゴムが磨り減っていたためにベッドが後ろに移動してしまい、患者全体の体重が請求人の右腕にかかり受傷したものである。これは明らかに業務上の災害であり、監督署長の不支給決定処分は誤りであるとしている。

3 原処分庁の意見

- (1) 傷病名について、地方労災医員の意見書より「頸肩腕症候群」とであると判断する。
- (2) 災害発生状況について、請求人は移乗作業のための正しい姿勢をとっていたものと判断され、今次発症を引き起こす程度に至る頸部への外圧は認め難いものと考えられる。
- (3) 請求人には「頸肩腕症候群」の既往症が認められ、業務に従事していなかったとしても、何らかの機会の有無にかかわらず発生したであろうと認められることから、業務起因性が否定される。

よって、既往症である「頸肩腕症候群」の症状が増悪したとは断定できず、本件は災害と傷病に相当因果関係が認められないことから「業務上の負傷に起因する疾病」には該当しないと判断したものである。

4 審査官の判断

- (1) 災害発生状況について、請求人が患者を右腕で支えベッドの端に腰掛けさせ車椅子に移そうとした時、ベッドが不意に後ろにずれたため、患者がずれ落ちないように抱えていた右腕に通常の状態ではなく患者の体重がかかったものと判断する。
- (2) 傷病について、各医師より「外傷性頸肩腕症候群、頸椎捻挫、頸椎椎間板ヘルニア、頸椎症性神経根炎」の診断名がみられるが、これらは同一症状に対する臨床判断であり、同

質のものと判断する。なお、請求人には既往症として頸肩腕症候群がある。

(3) 災害と傷病との関係について

(ア) 医証から、いずれの医師も頸椎の変性変化を認めているが、その程度は軽度であり、当該変性変化が要因となって疼痛が発症したとは判断できない。

(イ) 「頸肩腕症候群」は日常の自然経過の環境下においても一般に発症する疾病であるが、その症状増悪の端緒に本件災害のような右腕に突発的に負荷のかかる災害の事実があり頸椎捻挫の発生もあり得ることを鑑みれば、傷病と災害との関係を否定することはできない。

(ウ) 請求人には既往症として頸肩腕症候群があることから、本件災害の発生状況、程度を勘案した場合、労災補償の対象としては当該症状の急性期を脱するに至った時までとみるのが相当である。

(4) 結論

以上から、本件は災害と傷病との相当因果関係を認め「業務上の負傷に起因する疾病」と判断する。

また、本件のように災害により発症し増悪した場合の治療等の労災補償範囲は、急性症状が消退するまでの間との考え方にたつべきであり、本件の請求期間を見るに、未だその時期には至っていないものと判断されるので、監督署長が請求人に対してなした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当ではなく、取り消されるべきである。